

## 鹿角市公告第 185 号

令和 8 年度鹿角市特定保健指導業務委託事業者候補選定プロポーザルを下記のとおり実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 28 日

鹿角市長 笹本 真司

### 記

#### 1 業務概要

##### (1) 業務名

令和 8 年度鹿角市特定保健指導業務委託

##### (2) 委託期間

契約締結日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで

##### (3) 業務内容

令和 8 年度の鹿角市国民健康保険特定健康診査及び鹿角市国民健康保険費用助成事業による人間ドックを受診した結果、特定保健指導に該当した被保険者に対して特定保健指導を実施する。

#### 2 委託単価の上限額

見積限度額は以下に示す額以内とする。

|          |      |          |      |          |
|----------|------|----------|------|----------|
| ア 積極的支援  | 初回面接 | 25,080 円 | 継続支援 | 11,000 円 |
| イ 動機付け支援 | 初回面接 | 18,480 円 | 継続支援 | 5,500 円  |

(いずれも消費税及び地方消費税を含む)

#### 3 参加資格

参加者は、以下に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 国保医療又は後期高齢者医療において ICT・アプリケーションを使用した特定保健指導業務を請け負った業務実績があること。
- (2) 鹿角市競争入札等事務処理要綱（平成 22 年訓令第 71 号）第 12 条の規定に基づく指名停止期間中ではないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続きの申立てがなされた者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の規定による暴力団及び同条第 6 号の規定による暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

#### 4 手続等

##### (1) 担当課

〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田 4 番地 1

鹿角市 市民部 市民課 国保医療班

TEL : 0186-30-0222 FAX : 0186-22-2042

E-mail : kokuho@city.kazuno.lg.jp

##### (2) プロポーザル実施要領その他資料の交付

実施要領及び関係資料の交付は、担当部局の窓口及び鹿角市ホームページ上で行う（実施要領及び各種申請書類は、鹿角市ホームページからダウンロード可能）。

鹿角市ホームページ <https://www.city.kazuno.lg.jp>

##### (3) 参加表明書の提出

提出期限 令和 8 年 9 月 4 日（金） 17 時まで

提出場所 上記（1）の担当課

提出方法 持参又は郵送

資格審査 資格要件等を確認し、その結果を令和 8 年 9 月 7 日（月）に書面により通知する。

##### (4) 企画提案書の提出

提出期限 令和 8 年 9 月 11 日（金） 17 時まで

提出場所 上記（1）の担当課

提出方法 持参又は郵送

#### 5 プロポーザル審査方式

##### (1) 選定方法

企画提案書の提出があった事業者を対象に応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を選定基準により点数化し、評価点が最も高い事業者を委託先候補者として選定する。

(2) 審査会

令和8年9月14日(月) 14時00分から(予定)

(3) 選定結果の通知

採否を問わずに全ての提案者に対して文書により通知する。

6 契約の締結

委託先候補者を決定後、その者と随意契約により契約を締結する。委託先候補者が契約を辞退するか資格要件を満たさなくなった場合は、次点の者を委託先候補者とし、その者と随意契約により契約を締結する。

7 その他

- (1) 詳細は、「令和8年度鹿角市特定保健指導業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の提案等の追加、修正または変更は認めない。ただし、誤字等の修正はこの限りではない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鹿角市情報公開条例(平成9年鹿角市条例第27号)に基づき、提出書類を開示される場合がある。